

子どもの居場所

公立保育所

保育所の利用条件

- ①保護者が昼間働いているとき
- ②母親の妊娠、出産、病気などのとき
- ③病気などの家族を看護または介護しているとき
- ④震災・風水害・火災などの復旧にあたって
いるときなど



公立保育所では、子ども達の健やかな成長を願って、毎日いろいろな遊びを楽しんだり、季節ごとに様々な行事を行ったりしています。

幼稚園と比較されやすいけれども、保育課程のなかで目標を定め、年間カリキュラムを決めています。日常生活の中での学び（教育）に取り組んでいます。特に年長の後半期は就学に向けての取り組みをしています。

また、食育に取り組んでいて、毎月19日を食育の日とし、「たのしんで食べる」工夫をしています。保護者にも栄養指導を行っています。

避難訓練も毎月行っていて、火災や地震、津波及び不審者侵入等を想定して訓練しています。特に、3.11以降は、津波の恐れがあるときに避難場所へ逃げる訓練も行っています。

それ以外に、地域の子育てをしているお母さんたちの応援として、園庭開放やプール開放、子育て相談、体験保育等を行っています。

日頃のちょっとした悩みや疑問も、園庭開放などに参加したときに、先生に気軽に尋ねることもできます。それに、同じ年齢の子ども達や、異年齢の子ども達の様子を見ることも、とても子育ての参考になります。

お話をうかがって、子育てのヒントが保育所にはたくさんあると感じました。

園田保育所が
新しくなりました！

尼崎市御園1丁目5-1
TEL (06) 6491-6838



子育てサポートブック「amaえんぼう」→
保育士さんたちのノウハウの一部が詰まっています。
市役所や各地域振興センター、各公民館、つどいの広場などで手に入ります。